

世田谷区告示第 6 7 3 号

区管理水路を次のように廃止するので、世田谷区公共物管理条例施行規則（平成 14 年 3 月世田谷区規則第 4 5 号）第 7 条の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、令和 8 年 9 月 2 9 日から 1 5 日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 9 月 2 9 日

世田谷区長 保 坂 展 人

1 番号

4 5 - Z 1 0 9

2 区間

世田谷区大蔵六丁目 6 5 番 5 地先無番から 6 4 番 1 地先無番まで

3 廃止の期日

令和 8 年 9 月 2 9 日

案内図



廃止する区管理水路

街区

大蔵六丁目 7 番

